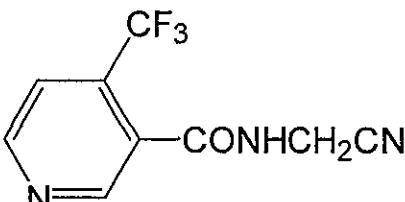


フロニカミド (Flonicamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス（IT）制度に基づく基準設定の申請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤である。アブラムシ類、コナジラミ類等の吸汁害虫の吸汁行動を阻害することにより殺虫効果を発揮するものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	りんご／リンゴワタムシ、いちご／アブラムシ類 等										
我が国の登録状況	りんご、いちご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において、ばれいしょ、りんご、ほうれんそう、乳等に、EUにおいてばれいしょ、トマト、きゅうり、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.073 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 7.32 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあっては、フロニカミド、代謝物C【N-(4-トリフルオロメチルニコチニル)グリシン】及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチニ酸】とし、畜産物にあっては、フロニカミド、代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチニアミド】及び代謝物Eとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1595 1421 1853"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>45.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>29.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	26.5	幼小児（1～6歳）	45.1	妊婦	20.8	高齢者（65歳以上）	29.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	26.5										
幼小児（1～6歳）	45.1										
妊婦	20.8										
高齢者（65歳以上）	29.1										
意見聴取の状況	平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	3		申			1.18,1.49(いんげんまめ)
ばれいしょ その他のいも類	0.3 0.2	0.3	○ IT		0.20 アメリカ	0.03,0.05<0.04,0.15 /[0.12,0.08,0.08,0.05 /[0.047~0.115(n=17)(米国)] 【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.6 16		申・IT 申・IT		0.60 16 アメリカ	[0.065~0.355(#)(n=5)(米国)] [0.333~9.336(#)(n=5)(米国)] 【米国にんじん及び だいこん類(根)参照】
かぶ類の根 かぶ類の葉	0.6		IT IT		0.60 16 アメリカ	【米国にんじん及び だいこん類(根)参照】
西洋わさび	0.6		IT		0.60 アメリカ	【米国にんじん及び だいこん類(根)参照】
クレソン	4	4.0				
はくさい	2	2	○		1.5 アメリカ	0.74(\$),0.25 /[0.084~1.374(n=6)(米国)]
キャベツ	2	1	○・IT		1.5 アメリカ	【米国キャベツ及び ブロッコリー参照】
芽キャベツ	2		IT		1.5 アメリカ	【米国からしな参照】
ケール	16		IT		16 アメリカ	【米国からしな参照】
こまつな	16		IT		16 アメリカ	【米国からしな参照】
きょうな	16		IT		16 アメリカ	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	16		IT		16 アメリカ	【米国からしな参照】
カリフラワー	2		IT		1.5 アメリカ	【米国キャベツ及び ブロッコリー参照】
ブロッコリー	5		申			1.53(\$),1.34 /[0.303~0.753(n=6)(米国)]
その他のあぶらな科野菜	16	4.0	IT		16 アメリカ	【米国からしな参照】
ごぼう	0.6		IT		0.60 アメリカ	【米国にんじん及び だいこん類(根)参照】
サルシフィー	0.6		IT		0.60 アメリカ	【米国にんじん及び だいこん類(根)参照】
チコリ	4	4.0				
エンダイブ	4	4.0				
しゅんぎく	4	4.0				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	4.0	○・申			7.64,6.30(リーフレタス)
その他のきく科野菜	4	4.0				
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			1.04,1.01
アスパラガス	2		申			0.93,0.49
にんじん	0.6		IT		0.60 アメリカ	[0.126~0.23(n=8)(米国)]
パースニップ	0.6		IT		0.60 アメリカ	【米国にんじん及び だいこん類(根)参照】
バセリ	4	4.0				
セロリ	4	4.0				
みつば	5		申			2.71,1.59
その他のせり科野菜	4	4.0				
トマト	2	2	○			
ピーマン	2	0.4	IT		2 韓国	0.45,0.92(ミニトマト) /[0.052~0.254(n=12)(米国)]
なす	3	3	○		2 韓国	【韓国のとうがらし参照】 /[0.170~0.261(n=6)(米国)]
その他のなす科野菜	2	0.4	IT		2 韓国	[0.290,0.277,0.277(米国とうがらし)] /[0.706(韓国とうがらし)]
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	1	○・IT		2 韓国	0.873(韓国)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4				
しろうり	0.4	0.4				
すいか	2	2	○			0.79(#),0.44(H)
メロン類果実	2	2	○			0.10(#),0.26(#),0.74,0.52 /1.21(#),1.05(#)
まくわうり	0.4	0.4				
その他のうり科野菜	0.4	0.4				
ほうれんそう	9	9.0				
オクラ	0.4		IT		0.40 アメリカ	【米国トマト、ピーマン 及びとうがらし参照】
えだまめ	5		申			1.91,1.39
その他の野菜	4	4.0	○			
りんご	1	1	○			
日本なし	0.5	0.5	○			
西洋なし	0.5	0.5	○			
マルメロ	0.2	0.2				
びわ	0.2	0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
もも	1	1	○			
ネクタリン	1	1	○			0.42,0.21 (うめ参照)
あんず(アーティコットを含む。)	2	2	○			
すもも(ブルーンを含む。)	0.6	0.6	○			
うめ	2	2	○			0.82,0.77/0.33,0.53
おうとう(チェリーを含む。)	0.6	0.6				
いちご	2	2	○			0.23,0.53(\$)
ぶどう	5	5	○			1.56,1.67
その他の果実	0.4	0.4				
綿実	0.5	0.5				
茶 ホップ	40 5	40 5	○			25.5(\$),18.7 【3.33,1.92,1.12(米国)】
その他のハーブ	16		IT		16	アメリカ 【2.240~9.704(n=8) (米国からしな)】
牛の筋肉	0.08	0.05	IT		0.08	アメリカ
羊の筋肉		0.05	IT		0.08	アメリカ
馬の筋肉		0.05	IT		0.08	アメリカ
山羊の筋肉		0.05	IT		0.08	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.08		IT		0.08	アメリカ 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ
羊の脂肪		0.02	IT		0.03	アメリカ
馬の脂肪		0.02	IT		0.03	アメリカ
山羊の脂肪		0.02	IT		0.03	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03		IT		0.03	アメリカ 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.08	0.08			0.08	アメリカ
羊の肝臓		0.08			0.08	アメリカ
馬の肝臓		0.08			0.08	アメリカ
山羊の肝臓		0.08			0.08	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08				0.08	アメリカ 【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.08	0.08			0.08	アメリカ
羊の腎臓		0.08			0.08	アメリカ
馬の腎臓		0.08			0.08	アメリカ
山羊の腎臓		0.08			0.08	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08				0.08	アメリカ 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.08	0.08			0.08	アメリカ 【牛の肝臓及び腎臓参照】
羊の食用部分		0.08			0.08	アメリカ
馬の食用部分		0.08			0.08	アメリカ
山羊の食用部分		0.08			0.08	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08				0.08	アメリカ 【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 推:0.006
鶏の筋肉	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 推:0.0232
その他の家きんの筋肉	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 推:0.0232
その他の家きんの脂肪	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 推:0.0232
その他の家きんの肝臓	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.03	0.02	IT		0.03	アメリカ 【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.04	0.03	IT		0.04	アメリカ 推:0.0265
その他の家きんの卵	0.04	0.03	IT		0.04	アメリカ 【鶏の卵参照】
トマトピューレー	0.5	0.5				
トマトペースト	2	2.0				

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

## フロニカミド

食品名	ppm	残留基準値
小豆類 <sup>注1)</sup>	3	
ばれいしょ	0.3	
その他のいも類 <sup>注2)</sup>	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.6	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	16	
かぶ類の根	0.6	
西洋わさび	0.6	
クレソン	4	
はくさい	2	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
ケール	16	
こまつな	16	
きょうな	16	
チングンサイ	16	
カリフラワー	2	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	16	
ごぼう	0.6	
サルシフィー	0.6	
チコリ	4	
エンダイブ	4	
しゅんぎく	4	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	4	
ねぎ(リーキを含む。)	3	
アスパラガス	2	
にんじん	0.6	
パースニップ	0.6	
バセリ	4	
セロリ	4	
みつば	5	
その他のせり科野菜 <sup>注5)</sup>	4	
トマト	2	
ピーマン	2	
なす	3	
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	
かばちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	
しろとうり	0.4	
すいか	2	
メロン類果実	2	
まくわうり	0.4	
その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.4	
ほうれんそう	9	
オクラ	0.4	
えだまめ	5	
その他の野菜 <sup>注8)</sup>	4	
りんご	1	
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.2	
びわ	0.2	

※今回基準値を設定するフロニカミドとは、農産物及びその加工品にあってはフロニカミド、代謝物C【N-(4-トリフルオロメチルニコチニル)グリシン】をフロニカミドに換算したもの及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチニ酸】をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあってはフロニカミド、代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチニアミド】をフロニカミドに換算したもの及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチニ酸】をフロニカミドに換算したものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、バセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かばちゃ、しろとうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
もも	1
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	0.6
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	0.6
いちご	2
ぶどう	5
その他の果実 <sup>注9)</sup>	0.4
綿実	0.5
茶	40
ホップ	5
その他のハーブ <sup>注10)</sup>	16
牛の筋肉	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注11)</sup> の筋肉	0.08
牛の脂肪	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08
牛の腎臓	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08
牛の食用部分	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 <sup>注12)</sup>	0.08
乳	0.03
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん <sup>注13)</sup> の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04
トマトピューレー <sup>注14)</sup>	0.5
トマトペースト <sup>注14)</sup>	2

注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、バッショングルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注14)トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。



ペノキススラム (Penoxsulam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス（IT）制度に基づく基準設定の要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリアゾロピリミジン環を有する除草剤である。作用機構は分岐鎖アミノ酸（バリン、ロイシン及びイソロイシン）の植物体内での生合成酵素であるアセトラクテートシンターゼを阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	移植水稻／水田一年生雑草、ナツツ類／広葉雑草 等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、ぶどう及びナツツ類に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] ① 1年間 慢性神経毒性試験（ラット・混餌） 無毒性量 5.0 mg/kg 体重/day ② 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ペノキススラムとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	0.3	幼小児（1～6歳）	0.6	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）	0.3
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	0.3										
幼小児（1～6歳）	0.6										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）	0.3										
意見聴取の状況	平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○		0.01	<0.01, (a) <0.01 (n)
ぶどう	0.01		IT	0.01	アメリカ	[<0.003 (n=4) (米国)]
ペカン	0.01		IT	0.01	アメリカ	[<0.003 (n=3) (米国)]
アーモンド	0.01		IT	0.01	アメリカ	[<0.003 (n=3) (米国)]
くるみ	0.01		IT	0.01	アメリカ	[米国のペカン及びアーモンド参照]
その他のナッツ類	0.01		IT	0.01	アメリカ	[米国のペカン及びアーモンド参照]

(a)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

## ペノキスシステム

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
ぶどう	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 <sup>注)</sup>	0.01

注)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。



マンジプロパミド (Mandipropamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス（ＩＴ）制度に基づく基準設定の申請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	マンデルアミド系殺菌剤である。被囊胞子からの発芽管伸長、または胞子囊からの直接的な発芽管伸長を強く阻害し、病原菌の菌糸伸長および胞子形成を抑制すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／疫病、あずき／茎疫病 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ、あずき等										
諸外国の状況	2008年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はブロッコリー、セロリ、きゅうり等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、オクラ等に、カナダにおいてブロッコリー等に、オーストラリアにおいてぶどう等に、ニュージーランドにおいてばれいしょ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：マンジプロパミドとする。										
暴露評価	EDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td> <td>66.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>43.5</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI／ADI 比 (%)	国民平均	37.8	幼小児 (1～6歳)	66.3	妊婦	27.3	高齢者 (65歳以上)	43.5
	EDI／ADI 比 (%)										
国民平均	37.8										
幼小児 (1～6歳)	66.3										
妊婦	27.3										
高齢者 (65歳以上)	43.5										
意見聴取の状況	平成23年9月7日～平成23年10月6日 パブリックコメント実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○	-	-	0.028, 0.030
小豆類	0.1	0.1	○	-	-	0.014, 0.018
ばれいしょ	0.02	0.02	○	0.01	-	<0.005(#), <0.005(#) 【<0.01(n=15)(米国)】 【米国のばれいしょを参照】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01	-	-	0.01	アメリカ
かんしょ	0.01	0.01	-	-	0.01	アメリカ
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01	-	-	0.01	アメリカ
その他のいも類	0.01	0.01	-	-	0.01	アメリカ
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	25	-	-	25	-	-
かぶ類の葉	25	-	-	25	-	-
クレソン	25	-	-	25	-	-
はくさい	5	2	○・申	25	-	2.49(#), 0.741(#) 【0.66~1.5(n=6) (外葉あり)(米国)】 【米国キャベツ及び ブロッコリー参照】
キャベツ	3	3	○	3	3	アメリカ
芽キャベツ	3	3	-	-	3	アメリカ
ケール	25	20	-	25	-	-
こまつな	25	20	-	25	-	-
きょうな	25	20	-	25	-	-
チンゲンサイ	20	20	-	-	-	-
カリフラワー	3	3	-	-	3	アメリカ
ブロッコリー	3	3	○	2	3	アメリカ
その他のあぶらな科野菜	25	20	-	25	-	【米国キャベツ及び ブロッコリー参照】 【0.29~0.59(n=6)(米国)】
チコリ	25	-	-	25	-	-
エンダイブ	25	20	-	25	-	-
しゅんぎく	25	20	-	25	-	-
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	20	○	25	-	【1.29~8.30(n=5)(外葉あり), 0.05~ 0.93(n=5)(外葉なし)(結球レタス)、1.5~ 1.9(n=6)(リーフレタス)】
その他のきく科野菜	25	20	-	25	-	-
たまねぎ	0.1	0.05	○	0.1	-	【<0.01~0.03(n=8)(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	7	3	○	7	-	【0.23~1.45(n=3)(米国)】
にんにく	0.05	0.05	-	-	0.05	【米国たまねぎ参照】
その他のゆり科野菜	3	3	-	-	4	【米国ねぎ参照】
パセリ	20	20	-	-	20	アメリカ
セロリ	20	20	-	20	-	【米国レタス及び ほうれんそう参照】
トマト	2	2	○	0.3	-	0.390, 0.655/ 【0.02~0.18(n=11)(米国)】 0.90, 0.66/ 【0.04~0.33(n=6)(米国)】 0.81, 0.30
ピーマン	2	1.0	申	1	-	-
なす	2	1.0	申	-	-	-
その他のなす科野菜	25	5.0	-	25	-	-
きゅうり(ガーリンを含む。)	0.3	0.3	-	0.2	0.6	【<0.01~0.03(n=7)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	-	0.2	0.6	【<0.01~0.02(n=5)(米国)】
しろうり	0.3	0.3	-	-	0.6	【米国きゅうり、かぼちゃ及びメロン類果実参照】
すいか	0.3	0.3	-	-	0.6	【米国きゅうり、かぼちゃ及びメロン類果実参照】
メロン類果実	0.3	0.3	○	0.5	0.6	【0.02~0.07(n=6)(米国)】
まぐわうり	0.3	0.3	-	0.5	0.6	【米国きゅうり、かぼちゃ及びメロン類果実参照】
その他のうり科野菜	25	0.3	-	25	-	-
ほうれんそう	25	20	○	25	-	【5.4~10.7(n=6)(米国)】
オクラ	1	1.0	-	-	1.0	【米国トマト 及びピーマン参照】
しょうが	0.01	0.01	-	-	0.01	【米国ばれいしょ参照】
その他の野菜	25	20	-	25	-	-
ぶどう	3	2	○・申	2	-	0.516, 1.24(#)
その他の果実	1	1.0	-	-	1.0	【米国トマト 及びピーマン参照】
ホップ	50	-	IT	-	50	アメリカ
その他のハーブ	20	20	-	-	-	【6.2~11.2(n=3)(米国)】 【14~34(n=6)(EU)】
干しぶどう	5	-	-	5	-	【1.1~11.3(n=5)(米国からし菜)】
とうがらし(乾燥させたもの。)	10	-	-	10	-	-

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

## マンジプロパミド

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.1
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.02 0.01
かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.01 0.01
その他のいも類 <sup>注2)</sup>	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	25
かぶ類の葉	25
クレソン	25
はくさい	5
キャベツ	3
芽キャベツ	3
ケール	25
こまつな	25
きょうな	25
チングンサイ	20
カリフラワー	3
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	25
チコリ	25
エンダイブ	25
しゅんぎく	25
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	25
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.1 7
にんにく	0.05
その他のゆり科野菜 <sup>注5)</sup>	3
パセリ	20
セロリ	20
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	25
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3
その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	25
ほうれんそう	25
オクラ	1
じょうが	0.01
その他の野菜 <sup>注8)</sup>	25
ぶどう	3
その他の果実 <sup>注9)</sup>	1
ホップ	50
その他のハーブ <sup>注10)</sup>	20
干しぶどう	5
とうがらし(乾燥させたもの。)	10

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



メタアルデヒド (Metadehyde)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式	$  \begin{array}{c}  \text{H}_3\text{C} \quad & & \text{CH}_3 \\  & \diagdown & \diagup \\  & \text{CH} & \text{O} & \text{CH} \\  & \diagup & \diagdown & \\  \text{O} & & \text{CH}_3 & \text{O} \\  & \diagdown & \diagup & \\  & \text{CH} & \text{O} & \text{CH} \\  & \diagup & \diagdown & \\  \text{H}_3\text{C} & & \text{CH}_3  \end{array}  $										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類及び淡水性リンゴガイ科巻貝の経口吸収及び腹足部からの接触吸収により、麻痺を誘発するとともに粘液分泌を促し収縮させることで、死に至らしめると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稻／スクミリンゴガイ、みかん／ナメクジ類 等										
我が国の登録状況	稻、みかん等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、歐州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において野菜類等に、EUにおいていちご、にんじん等に、オーストラリアにおいて穀類、野菜類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メタアルデヒドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>11.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	13.6	幼小児 (1~6歳)	23.8	妊婦	12.6	高齢者 (65歳以上)	11.6
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	13.6										
幼小児 (1~6歳)	23.8										
妊婦	12.6										
高齢者 (65歳以上)	11.6										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			<0.05(#),<0.05(#)
小麦	0.2	0.2				
とうもろこし	0.2	0.2				
キャベツ	3		申			0.65(#),1.50(#)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	3	○			0.68,1.46
みかん	0.2	0.2	○			<0.05(#),<0.05(#)
なたね	0.2	0.2				
その他のスパイス	0.7	0.7	○			0.11(#),0.22(#)(\$(みかん の果皮)
魚介類	0.02	0.02				推:0.01

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

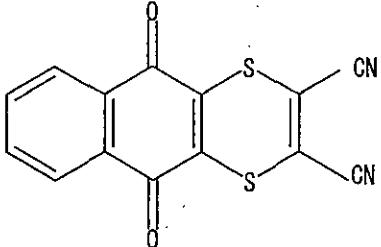
## メタアルデヒド

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.2
とうもろこし	0.2
キャベツ	3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
みかん	0.2
なたね	0.2
その他のスパイス <sup>注1)</sup>	0.7
魚介類	0.02

注1)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。



ジチアノン (Dithianon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス（IT）制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	キノン系殺菌剤である。酵素の SH 基と不可逆的に反応して、菌の代謝経路を阻害することによって殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／黒点病、りんご／輪紋病 等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1992年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はおうとう、ホップ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において仁果類、ぶどう等に、EUにおいてかんきつ類、仁果類等、オーストラリアにおいて果実類、ニュージーランドにおいて仁果類、核果類等に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験 : <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ジチアノンとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="573 1590 1414 1853"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>63.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>21.6</td> </tr> </tbody> </table> EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	23.4	幼小児 (1~6歳)	63.4	妊婦	19.1	高齢者 (65歳以上)	21.6
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	23.4										
幼小児 (1~6歳)	63.4										
妊婦	19.1										
高齢者 (65歳以上)	21.6										
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 平成23年5月24日～平成23年6月22日 パブリックコメント実施 平成23年6月9日～平成23年8月8日 WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										



食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	0.05	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	○			<0.01(#),<0.01(#)
ぶどう かき	3 0.5	3 0.5	○ ○	3		0.10,0.14
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー バッショングルーツ なつめやし		0.5 0.2 0.5 0.5 2 0.5 0.5 0.5				
その他の果実	0.3	0.5	○			0.06(\$) / 0.04(いちじく)
ホップ	100	100		100		
その他のスパイス その他のハーブ	20	5 0.5	○			12.3(\$), 2.64(みかんの果皮)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

## ジチアノン

食品名	残留基準値 ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 はくさい	0.3 0.5
トマト	0.5
ピーマン	2
その他のなす科野菜 <sup>注1)</sup>	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
すいか	0.2
その他の野菜 <sup>注2)</sup>	0.2
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	3
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 <sup>注3)</sup>	5
りんご	2
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	5
びわ	5
もも	0.2
ネクタリン	5
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	0.05
ぶどう	3
かき	0.5
その他の果実 <sup>注4)</sup>	0.3
ホップ	100
その他のスパイス <sup>注5)</sup>	20

注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、バブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フェンチオン (Fenthion)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$  \begin{array}{c}  \text{H}_3\text{CO}-\overset{\text{S}}{\underset{\text{O}}{\text{P}}}(\text{O}-\text{C}_6\text{H}_3\text{CH}_3-\text{S}-\text{CH}_3)-\text{O}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{S}-\text{CH}_3 \\    \\  \text{H}_3\text{CO}  \end{array}  $										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼを失活させることでシナプスのアセチルコリン濃度を上昇させ、神經の異常興奮を起こさせて殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／アブラムシ類、だいず／カメムシ類 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ、だいず等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1995年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はかんきつ類果実、オリーブ等に設定されている。米国、カナダ、歐州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてかんきつ類果実、オリーブ等に、オーストラリアにおいてうり科野菜、かんきつ類果実等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0023 mg/kg 体重/day      [設定根拠] ①4週間 反復投与試験 (ヒト・経口)                       無毒性量 0.07 mg/kg 体重/day      ②2年間 慢性毒性試験 (サル・経口)                       無毒性量 0.07 mg/kg 体重/day                       安全係数 30      遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: フェンチオン並びに代謝物B【フェンチオンスルホキシド】、C【フェンチオンスルホン】、D【フェンチオンオキソ】、E【フェンチオンオキソスルホキシド】及びF【フェンチオンオキソスルホン】とする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>58.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>32.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	29.8	幼小児 (1~6歳)	58.6	妊婦	23.8	高齢者 (65歳以上)	32.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	29.8										
幼小児 (1~6歳)	58.6										
妊婦	23.8										
高齢者 (65歳以上)	32.5										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日～平成23年4月6日 パブリックコメント実施 平成23年3月25日～平成23年5月24日 WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.05	○	0.05		0.010,0.088(\$)
とうもろこし		5				
大豆 小豆類	0.05 0.1	0.02 0.02	○ ○			<0.012,<0.012 0.013,0.021
ばれいしょ かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.05 0.1 0.2	0.05 0.02 0.02	○ ○ ○			<0.01,<0.01 0.016,<0.015 <0.028
さとうきび	0.3	0.02	○			<0.014(#),0.052(#)(S)
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜		5 5 5 5				
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜		3 3 3 3 3 3 3				
オクラ		5				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		5 5 5				
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2		2 2 2 2 2 2		
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ		2 2 2 2 2				
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む) すもも(ブルーンを含む) うめ おうとう(チェリーを含む)	1 3 2	5 5 5 5 2		5 5	オーストラリア オーストラリア	[0.6/0.33](オーストラリア) [1.3](オーストラリア)
ぶどう かき	1	2 5		2	オーストラリア	[0.36](オーストラリア)
バナナ キウイ パシピヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー <sup>1</sup> パッションフルーツ	5 5 0.05 5 5 5 5	3 5 5 5 2 5 5		5 5 オーストラリア オーストラリア	オーストラリア オーストラリア	[1.51](オーストラリア) [0.01](オーストラリア) [1.30,1.51](オーストラリア)
その他の果実	1	1	1			
その他のスパイス		2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.6				
豚の筋肉		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.6				
豚の肝臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.6				
豚の腎臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.6				
豚の食用部分		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2				
乳		0.2				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				
魚介類	0.08		申			推:0.071
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	1	1		1		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

## フェンチオン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.3
大豆	0.05
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.1
ばれいしょ	0.05
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.2
さとうきび	0.3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注2)</sup>	2
ネクタリン	1
すもも(ブルーンを含む。)	3
おうとう(チェリーを含む。)	2
かき	1
キウイ	5
アボカド	0.05
マンゴー	5
その他の果実 <sup>注3)</sup>	1
魚介類	0.08
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	1

※ 今回基準値を設定するフェンチオンとは、全P=S体【フェンチオン、代謝物B(フェンチオンスルホキシド)及び代謝物C(フェンチオンスルホン)の和】をフェンチオンに換算したもの及び全P=O体【代謝物D(フェンチオンオキソン)、代謝物E(フェンチオンオキソンスルホキシド)及び代謝物F(フェンチオンオキソンスルホン)の和】をフェンチオンに換算したものとの和をいう。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。